#### はんざいひがいしゃとう

## 9 犯罪被害者等

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった、犯罪等による直接的な被害だけではなく、周囲の無理解による言動等による精神的苦痛など、二次被害にも苦しんでいます。

れたさいながいしゃとう。うながい、そうきかいふく けいげん はか 犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支 える地域社会の実現をめざします。

#### (1) 主な取組みの方向

#### じんけんそんちょう しゃかい 【人権 尊重 の社会づくりに向けた 環境 整備】

#### ア 犯罪被害者等への総合的支援体制の整備

## 

#### イ 犯罪被害者等への理解を促すための啓発等の推進

## ウ 犯罪被害者等への理解を促進する教育の推進

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こす ことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感する力を育成する教育を推進します。

#### とうじしゃしえんとう すいしん 【当事者支援等の推進】

## エ 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施

県、県警察及び民間体のこ者で構成する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」において、市町村や関係機関等との緊密なネットワークにより、犯罪被害者等への は しょう しょう しょう しょう しょう しょう はか しょう はか しょう はか しょう はか しょう はか とき は しょん とき は しょん しょう しょん ことのないきめ細かな支援を実施するとともに、支援の充実を図ります。

# オ 犯罪被害者等を支える人材の育成

ればんざいがいしゃとうしえん すその ひろ いがいしゃとう でんわそうだん おう そうだんいん さいばんしょとう 犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に つきそいしえん にな しえんいん ようせい け添支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

#### (2) 主な関係法令

はんざいひがいしゃとうきほんほう けんはんざいひがいしゃとうしぇんじょうれい 犯罪被害者等基本法 県犯罪被害者等支援条例